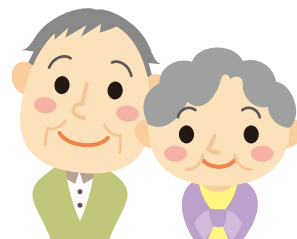


5月12日は「民生委員・児童委員の日」

～広げよう 地域に根ざした 思いやり～

全国民生委員児童委員連合会では、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」、5月12日～18日を「活動強化週間」と定めています。

小郡市民生委員児童委員協議会では、この期間中、街頭キャンペーン（PRカードの配布など）や一斉訪問などを行っています。この機会にぜひ民生委員・児童委員について関心を持っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いします。



民生委員・児童委員とは？

民生委員は、無償のボランティアで身近な相談相手です。市民の皆さんの立場に立ち、信頼関係を築きながら親身になって相談に応じています。相談者それぞれに必要な支援を行い、社会福祉の増進に取り組んでいます。

また、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う児童委員も兼ねています。

市内では、法律に基づき厚生労働大臣から委嘱を受けた92人（うち主任児童委員14人）の民生委員・児童委員が活動しています。

主任児童委員とは？

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。民生委員・児童委員や関係機関などと協力しながら、子育ての支援や児童の健全な育成のための活動などに取り組んでいます。

どんな活動をしているの？

担当の地域で、医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じています。

さらに、専門機関へのつなぎ役、高齢者や障がいのある人の見守りや援助、子どもたちへの声かけなどを行っています。



一人で悩まないで、
民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください



民生委員・児童委員には、法律により相談内容などの秘密を守る義務があります。ちょっとした悩みごとや、生活上の心配ごとなど、安心してお気軽にご相談ください。

※お住まいの地域の民生委員・児童委員を知りたいときは、市ホームページをご覧ください。福祉課地域福祉係へお問い合わせください。



● 問合せ先 福祉課地域福祉係 ☎72-2111 内線445